

令和2年6月1日

所沢市医師会PCR検査センター
登録医療機関 各位

感染症担当理事
赤津拓彦

所沢市医師会PCR検査センター開始について（令和2年5月29日発簡）の
一部修正について（連絡）

標記について、下記の通り修正します。精読して頂きました会員からの疑問、指摘によります。重要な点ですので原本が貴施設に着きましたら修正をお願い致します。今後も運用を開始してから変更点が出る可能性があります、御連絡差し上げますので宜しくお願い申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

記

1. 「PCR検査センターでの検体採取の依頼について」の部分

原本では登録医としていましたが、正しくは登録医療機関です。尚、検体採取を依頼する医師は会員、非会員を問いません。

2. 診療報酬請求について

(1) PCRセンターへ依頼する場合、自院で感染防護策を講じて診療をした場合

この場合は、適切な感染防護策をすれば検体採取を自院で行わなくても
院内トリアージ実施料300点を取れます。

(2) PCR検査センターへ依頼する場合、あるいは自院で採取しPCR検査センターへ検体を持ち込む場合

いずれの場合も診療情報提供料（I）250点を取れます。

(3) 公費部分について

公費部分は微生物核酸同定・定量検査、微生物学的検査判断料の部分です。他の部分、すなわち、初診料（再診料の場合もあるかも）、院内トリアージ実施料、鼻腔・咽頭拭い液採取、診療情報提供料（I）はいずれも通常の保険診療扱いです。尚、必ず病名に「新型コロナウイルス感染症の疑い」を付けて下さい。

【 自院で感染防護策を講じて診療し、PCR検査センターへ依頼した場合 】

検査内容	診療報酬項目	報酬点数
初診料 (※)		288
院内トリージ実施料 (※)		300
微生物核酸同定・定量検査	SARS コロウイルス核酸検出 450 点 × 4	1,800
微生物学的検査判断料		150
診療情報提供料 (I) (※)		250
合 計		<u>2,788</u>

※窓口負担は「初診料」「院内トリージ実施料」「診療情報提供料 (I)」分、
その他実施した診療費分を徴収することになります。

【 自院で採取しPCR検査センターへ検体を持ち込む場合 】

検査内容	診療報酬項目	報酬点数
初診料 (※)		288
院内トリージ実施料 (※)		300
微生物核酸同定・定量検査	SARS コロウイルス核酸検出 450 点 × 4	1,800
微生物学的検査判断料		150
鼻腔・咽頭拭い液採取 (※)		5
診療情報提供料 (I) (※)		250
合 計		<u>2,793</u>

※窓口負担は「初診料」「院内トリージ実施料」「鼻腔・咽頭拭い液採取」
「診療情報提供料 (I)」分、その他実施した診療費分を徴収することになります。

*尚、オンライン診療に関しましては算定が異なりますのでご注意ください。

*ご参考:全国保険医団体連合会ホームページ「新型コロナ感染症対策特集
 (診療報酬特例を含む)」

<https://hodanren.doc-net.or.jp/iryokankankei/19ncov/>